

平成 25 年 6 月 5 日  
土地・建設産業局  
建設業課

「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」  
に係る適用状況について

国土交通省では、平成 25 年 2 月 5 日付けで、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」を都道府県、政令市等宛てに発出したところです。

今般、都道府県及び政令市(計67団体)における当該通知の内容に係る適用状況(平成 25 年 4 月末時点)についてフォローアップを行った結果、別紙のような結果となりましたので、お知らせいたします。

＜お問い合わせ先＞

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 担当:橋本、河原 (内線:24743、24744)

TEL: 03-5253-8111(代表) 直通:03-5253-8277 FAX: 03-5253-1553

(別紙)

「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」に係る適用状況について

平成 25 年 6 月 5 日

国土交通省では、平成 25 年 2 月 5 日付けで、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」を都道府県、政令市等宛てに発出したところです。今般、都道府県及び政令市(計67団体)における当該通知の内容に係る適用状況(平成 25 年 4 月末時点)についてフォローアップを行った結果、以下のような結果となりましたので、お知らせいたします。

1. 建設業法施行令第 27 条第 2 項の当面の取扱い

適用済み団体(①+②): **46団体(68.6%)**

回 答	団体数	(割合)
① 従前より適用	8	(11.9%)
② 今回の通知(H25.2.5)後に適用	38	(56.7%)
③ 今後、適用予定	6	( 9.0%)
④ 予定なし	15	(22.4%)

2. 現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について

適用済み団体(①+②): **61団体(91.0%)**

回 答	団体数	(割合)
① 従前より適用	50	(74.6%)
② 今回の通知(H25.2.5)後に適用	11	(16.4%)
③ 今後、適用予定	4	( 6.0%)
④ 予定なし	2	( 3.0%)

3. 監理技術者等の専任を要しない期間の明確化について

適用済み団体(①+②): **56団体(83.6%)**

回 答	団体数	(割合)
① 従前より適用	53	(79.1%)
② 今回の通知(H25.2.5)後に適用	3	( 4.5%)
③ 今後、適用予定	3	( 4.5%)
④ 予定なし	8	(11.9%)

(参考) H25.2.5 付け通知: <http://www.mlit.go.jp/common/000987301.pdf>

【参考資料】: <http://www.mlit.go.jp/common/000987346.pdf>

「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」の適用状況について  
(H25年4月末時点)

都道府県名	適用状況			備考
	1. 令第27条第2項の当面の取扱い	2. 現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用	3. 監理技術者等の専任を要しない期間の明確化	
北海道	②	②	①	
青森県	①	①	①	
岩手県	①	①	①	
宮城県	①	①	①	
秋田県	②	①	①	
山形県	②	①	①	
福島県	①	①	①	
茨城県	②	①	②	
栃木県	①	①	①	
群馬県	④	①	①	1. : 当面、発注ロットの大型化、発注件数の平準化で対応
埼玉県	②	①	①	
千葉県	①	①	①	
東京都	③	①	①	
神奈川県	②	②	④	
新潟県	②	①	①	
富山県	②	①	①	
石川県	②	①	④	
福井県	②	①	①	
山梨県	②	①	②	
長野県	②	①	①	
静岡県	②	①	①	
愛知県	②	①	①	
岐阜県	②	①	①	
三重県	③	③	④	
滋賀県	②	①	①	
京都府	②	①	①	
大阪府	②	①	①	
兵庫県	②	②	①	
奈良県	②	②	①	
和歌山県	②	②	①	
鳥取県	④	④	④	
島根県	④	②	①	1. : 今後の状況等を踏まえ検討
岡山県	④	②	①	
広島県	②	①	①	
山口県	②	①	①	

【凡例】 ①: 従前より適用、 ②: 今回の通知(H25.2.5)後適用、 ③: 適用予定、 ④: 予定なし

都道府県名	適用状況			備考
	1. 令第27条第2項の当面の取扱い	2. 現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用	3. 監理技術者等の専任を要しない期間の明確化	
香川県	④	①	①	1. : 検討中
愛媛県	②	①	①	
徳島県	②	①	①	
高知県	④	①	④	
福岡県	②	①	①	
佐賀県	③	①	①	
長崎県	②	①	①	
熊本県	②	②	①	
大分県	①	①	①	
宮崎県	②	①	①	
鹿児島県	②	①	①	
沖縄県	②	③	①	

政令市名	適用状況			備考
	1. 令第27条第2項の当面の取扱い	2. 現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用	3. 監理技術者等の専任を要しない期間の明確化	
札幌市	②	①	①	
仙台市	①	①	①	
さいたま市	②	①	①	
千葉市	④	①	④	
川崎市	③	①	①	
横浜市	④	②	①	
相模原市	④	①	③	3. : 近々適用予定
新潟市	②	①	①	
静岡市	②	①	①	
浜松市	④	①	①	
名古屋市	④	②	①	
京都市	④	①	④	
大阪市	④	①	④	1. 、3. : 検討中
堺市	③	③	①	
神戸市	③	③	③	
岡山市	④	④	①	
広島市	②	①	①	
北九州市	②	①	①	
福岡市	②	②	②	
熊本市	④	①	③	

【凡例】 ①: 従前より適用、 ②: 今回の通知(H25.2.5)後適用、 ③: 適用予定、 ④: 予定なし